

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課
神戸市環境局事業系廃棄物対策部
姫路市環境局美化部産業廃棄物対策課
尼崎市経済環境局環境部産業廃棄物対策担当
西宮市産業環境局環境部産業廃棄物対策課

マニフェストに関する報告が必要です！

～ マニフェストを利用して産業廃棄物を処分した皆様へ ～

産業廃棄物を排出し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付した排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき、毎年6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間に交付したマニフェストについて、事業所ごとに都道府県知事（政令市長）へ報告する必要があります。

なお、マニフェストには「電子マニフェスト」と「紙マニフェスト」の2種類がありますが、「電子マニフェスト」を使用した分については、事業者から都道府県知事（政令市長）に報告する必要はありません。

1. 報告が必要な人

前年度（前年4月1日から当年3月31日まで）に産業廃棄物を排出し、紙マニフェストを交付した事業者。

2. 報告の内容

報告書の様式にそって、排出した産業廃棄物の種類、量、マニフェストの交付枚数、運搬・処分の委託先など記入して報告します。

3. 報告の期限

毎年6月30日まで（土日祝日にあたる場合、その直前の平日）

4. 報告書の提出先

（1）対象の事業所が、神戸市、姫路市、尼崎市または西宮市のいずれかにある場合

それぞれの市長宛に報告してください。

なお、市により取り扱いが異なる場合がありますので、報告方法などの詳細については、各市までお問い合わせください。

廃棄物の発生場所	報告書の提出先（問い合わせ先）	
神戸市	神戸市 環境局 事業系廃棄物対策部	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL：078-322-6672 市ホームページより「マニフェスト交付等状況報告」で検索
姫路市	姫路市 環境局 美化部 産業廃棄物対策課	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL：079-221-2405 http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405/_3734.html
尼崎市	尼崎市 経済環境局 環境部 産業廃棄物対策担当	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 TEL：06-6489-6310 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyosyorigyou/
西宮市	西宮市 産業環境局 環境部 産業廃棄物対策課	〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 TEL：0798-35-3277 http://www.nishi.or.jp/contents/000052600030002500216.html

(2) 対象の事業所が、上記以外の市町にある場合

事業所の所在地を所管する県民局環境課（県知事宛）へ報告してください。報告方法の詳細について、不明な点があれば下の問い合わせ先までお問い合わせください。

注意：県民局再編について

平成26年4月の県民局再編により、下線の市町（芦屋市、神河町、市川町、福崎町）は、平成26年度から提出先が変更されていますので、ご注意ください。

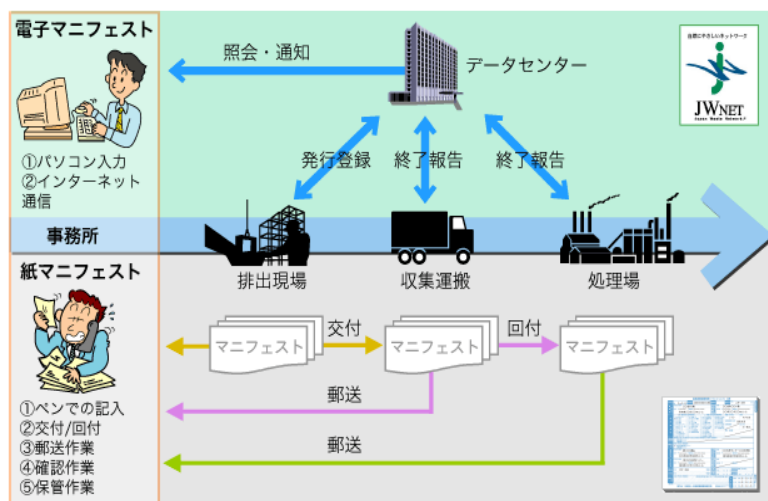
廃棄物の発生場所	報告書の提出先（問い合わせ先）	
<u>芦屋市</u> 、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	阪神北県民局環境課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL：0797-83-3101
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	東播磨県民局環境課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL：079-421-9313
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	北播磨県民局環境課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL：0795-42-5111
<u>神河町</u> 、 <u>市川町</u> 、 <u>福崎町</u> 、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	西播磨県民局環境課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2138
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	但馬県民局環境課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL：0796-26-3651
篠山市、丹波市	丹波県民局環境課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL：0795-72-0500
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局環境課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL：0799-22-3541
	兵庫県の環境のホームページ「兵庫の環境」で検索！	http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/ 「お知らせ」欄に案内を掲載しています。

電子マニフェストの導入をご検討ください！

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。この制度を利用すれば、紙マニフェストを使用する必要はなく、上記の報告も不要となります。

ただし、これを使用するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が加入している必要があります。

電子マニフェストの仕組み



電子マニフェストの特徴とメリット

事務処理の効率化

マニフェスト情報を簡単な入力操作で登録・報告できます。

管理票交付状況の行政報告が不要

電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが報告するため所管行政庁への報告が不要です。

法令遵守

システムが登録項目の入力を確認し、記載漏れをチェックします。

データの透明性

マニフェスト情報は第三者である情報処理センターがデータを管理・保存します。

電子マニフェストは、排出事業者、処理業者の情報管理の合理化につながることに加え、偽造がしにくく、都道府県等の廃棄物処理の監視業務の合理化や不適正処理の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。

詳細や加入方法等については、下記までお問い合わせください。

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター TEL: 0800-800-9023、FAX: 03-5275-7112
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>